

事務連絡
令和6年9月19日

都道府県
各指定都市
中核市

介護保険担当主管部（局）
社会福祉法人主管部（局）

御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
社会・援護局福祉基盤課

「協働化・大規模化等による介護経営の改善に関する政策パッケージ」
に関する周知について
(協力依頼)

厚生労働行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年6月に決定された「デジタル行財政改革 取りまとめ2024」（令和6年6月18日デジタル行財政改革会議決定）では、介護施設・事業所における経営改善の取組を推進するための対策を講じることとされたところです。

介護サービス市場において人材確保が困難となる中、介護施設・事業所が安定的に必要な事業を継続し、地域におけるサービスを確保し、複雑化したニーズに対応するためには、テクノロジーを活用した介護現場の生産性向上や、協働化・大規模化等による更なる経営改善の取組が必要です。

厚生労働省としては、こうした協働化・大規模化等による経営改善に資するため、①経営課題への気づき、②協働化・大規模化等に向けた検討、③協働化・大規模化等の実施の各段階に即した対策を「協働化・大規模化等による介護経営の改善に関する政策パッケージ」としてとりまとめ、厚生労働省ホームページに特設ページを開設したところです。介護保険主管部（局）及び社会福祉法人主管部（局）におかれましても、内容について御了知いただくとともに、管内市町村（特別区を含む。）、社会福祉法人、サービス事業者等への周知に御協力いただきますようお願いいたします。

周知を行う際の参考資料として、パッケージの概要資料（別紙）、当該特設ページのリンク（<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-kyoudouka.html>）をお送りしますので、御活用ください。

以上

(参考1)「デジタル行財政改革 取りまとめ2024」(令和6年6月18日デジタル行財政改革会議決定)(抄)

(経営の協働化・大規模化等による介護経営の改善)

介護サービス市場において人材確保が困難となる中、介護施設・事業所が安定的に必要な事業を継続し、地域におけるサービスを確保し、複雑化したニーズに対応するためには、1法人1拠点といった小規模経営について、協働化・大規模化等による経営改善の取組が必要である。

こうした経営改善の取組を推進するため、①経営課題への気づき、②協働化・大規模化等に向けた検討、③協働化・大規模化等の実施の各段階に即した対策を講じる。また、すべての介護関係者に協働化・大規模化等の必要性とその方策を認識してもらえよう、厚生労働省としてあらゆる機会を捉えて、積極的に発信する。

<「経営課題への気づき」段階における支援(選択肢の提示)>

経営課題や施設・事業所の属性別の協働化・大規模化に係る取組例の作成・周知(2024年度中に作成、作成後速やかに周知)、社会福祉連携推進法人の先行事例集の作成・周知(2024年度中)、都道府県別の社会福祉法人の経営状況の分析・公表・周知(2024年度中)に加え、2023年度から各都道府県に順次設置されているワンストップ窓口において介護現場における生産性向上の取組を支援するほか、2024年度中によろず支援拠点(中小企業・小規模事業者のための経営相談所)における相談対応や(独)福祉医療機構の経営支援について、周知徹底を図ることとする。

<「協働化・大規模化等に向けた検討」段階における支援(手続・留意点の明確化)>

2024年度中に、社会福祉法人の合併手続ガイドライン等を改定し、第三者からの支援・仲介に必要な経費について社会福祉法人が合理性等を判断した上で支出できることに加え、社会福祉法人の合併手続そのものを明確化し、周知するとともに、社会福祉連携推進法人の申請手続マニュアルを作成・周知する。この他、支給基準の客観性をより高めるため役員の退職慰労金に関するルールを明確化することとする。

< 「協働化・大規模化等の実施」段階における支援（財政支援） >

2024 年度において、小規模法人等のネットワーク化の取組への支援、事業者が協働して行う人材募集、合同研修等の実施、事務処理部門の集約などの職場環境改善への支援、社会福祉連携推進法人の立上げに向けた取組への支援、(独)福祉医療機構による社会福祉法人の合併の際に必要な経営資金の優遇融資を行うこととする。

(参考2) デジタル行財政改革会議ホームページ

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaikaku/index.html